

訴えの提起について

— 市営唐桑大沢住宅明渡し等の請求 —

- 平成30年12月27日(木)、本市は、仙台地方裁判所気仙沼支部に市営唐桑大沢住宅を不法に占有している他県在住の50代の女性を被告とする建物明渡し請求等の訴えを提起します。
- 訴えの趣旨は、当該住宅に単身で入居していた契約者が本年6月に死亡したにもかかわらず、契約者の近親者である他県在住の50代の女性が、自己の荷物やペットの猫を残置したまま撤去を行わないことから、本市の所有権に基づく当該建物の明渡し等を求めるものです。

1 経過

- ・平成27年 9月 契約者が市営住宅(災害公営)へ単身で入居開始
- ・平成28年 4月 訴えの相手方となる他県在住の契約者の近親者(以下「相手方」という。)より、契約者が入院したとの連絡を受ける
- ・平成28年 6月 近隣住民より、猫のみが住宅に住んでいるとの連絡が市に寄せられ、現地を確認する
本市及び管理を委託する宮城県住宅供給公社から、同居を予定していた相手方に改善を依頼するも、改善が図られない状況が続く
- ・平成29年 7月 契約者の身体等の状況を考慮し、契約者に成年後見人が立てられる
- ・平成29年 8月 契約者の成年後見人から市営住宅退去の意向が示されるものの、相手方が自己の荷物等を撤去しないとの報告を受ける
- ・平成29年11月 契約者の成年後見人から、相手方への法的措置についても検討している旨の報告を受ける

- ・平成30年 2月 契約者の成年後見人が相手方に対し、建物明渡請求等の訴えを提起する
- ・平成30年 5月 相手方に対し、原告（契約者）へ建物を明け渡すよう命ずる判決が下される
- ・平成30年 6月 21日、相手方が上記判決を不服として高等裁判所に控訴
同日、契約者が死亡したことに伴い、市営住宅への入居に係る契約が終了
- ・平成30年 7月 本市が高等裁判所に原告死亡後の判決の取扱い等について問合せ
⇒本件では、判決が確定することなく訴訟が終了したこと及び建物の明渡しを実現するには、別訴が必要であることを確認
契約者の死亡後、相手方に対し建物明渡等について協議するため繰り返し連絡を試みるが繋がらない状況が続く
- ・平成30年11月 相手方と連絡が取れないことから、指定日までに連絡がない場合は、法的措置を講じる旨を内容証明郵便で送付（7日）
⇒受け取られず保管期限を過ぎたことから本市へ返送される（19日）
⇒20日に特定記録郵便にて再送付し、日本郵政株式会社ウェブサイト
の郵便追跡サービスより22日に配達されたことを確認
- ・平成30年12月 第99回市議会において、訴えの提起に係る議案の議決を得る（21日）
仙台地方裁判所気仙沼支部に訴状提出（予定日27日）

2 請求の趣旨

- （1）相手方は、本市に対し、当該建物を明け渡すこと
- （2）相手方は、本市に対し、契約者が死亡した翌日から当該建物の明渡し済みまで当該建物の家賃に相当する1か月15万1,800円の割合による損害金を支払うこと
- （3）相手方は、本市に対し、契約者から相続した契約者死亡時までの当該建物の未払家賃59万100円を支払うこと
- （4）相手方は、本市に対し、当該建物の修繕見込額766万8,000円の一部として577万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済み

まで年5分の割合による遅延損害金を支払うこと